

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会交通遺児育英基金の  
設置及び管理等に関する規程

平成18年7月19日  
規程第15号

(設置)

第1条 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会は、交通遺児で家庭の経済的理由のため大学又は高校に進学困難な優秀な子弟（以下「奨学生」という。）を援護し、もって有為な人材の育成を図るため、交通遺児育英基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 この基金の原資は、太平洋観光株式会社主催のカントリークラブ、ザ・レイクスの開場記念として行われた、青木 功・樋口 久子、牧野 裕・小田 美岐 ミックスダブルス大会の優勝、準優勝賞金総額とニアピン賞の篤志寄附をもって積み立てるものとする。

2 第1条の設置目的と同一の篤志寄付があった場合には、基金に追加して積立てをすることができるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实有利な方法により保管しなければならない。

(運営利益の処理)

第4条 基金の運用から生じる益金は、これを奨学資金として奨学生に給付する。

2 前項の給付に関する手続等は、別に定める。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。